

令和6年6月5日

山中 理司 様

大阪市行政委員会事務局長
高橋 由佳
〔担当：任用調査課 中元
電話：06-6208-8555〕

前略平素は何かと大阪市政の発展にご協力いただき誠にありがとうございます。
早速ですが、先に情報提供のお申し出をいただいた件について、別添のとおり情報提供します。

記

《提供資料》
令和5年（行ウ）第150号に係る着手金の積算

今後とも大阪市政に対しまして、一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

令和5年(行ウ)第150号に係る着手金の積算

別紙

項目			評点等	
基礎となる着手 金の算定	事件の難易・労力	A 事件の難易	①事案・争点の複雑性 1	
			②法的な争点の難易度 1	
			③有利となる証拠 1	
		B 時間及び労力	①事案の専門性 1	
			②書面作成等に要する労力の見込み 1	
			③尋問の実施に要する労力の見込み 0	
		合計点数 5		
		基礎となる着手金 300,000		
		① × 5万円 + 5万円 = ②		
特別の事情	増額	①本市の事務に与える影響 1.00	1.00	
		②社会的影響 1.00		
		③特別の困難度 1.00		
		④特別の労力 1.00		
		⑤原告等への特別の対応 1.00		
		⑥その他 1.00		
	減額	①先行する事件と同内容・同一弁護士 1.00	1.00	
		②第1審で勝訴した事件の控訴審 1.00		
		③その他 1.00		
着手金（税抜） 300,000			② × ③ × ④ = ⑤	
消費税 30,000			⑤ × 0.10 = ⑥	
着手金（税込） 330,000			⑤ + ⑥	

A 事件の難易について

① 事案・争点の複雑性：

本件訴訟の争点は、⑦任命権者が原告に対し行った当該年度の人事評価が違法又は不当なものであるか、⑧大阪市人事委員会が原告に対してした措置の要求（以下「本件措置要求」という。）を棄却する旨の判定を決定するにあたり審議が尽くされたといえるか、の2点であり、上記⑦において原告が不服とする人事評価の項目も1項目に限られることから、事案・争点の複雑性を1点とした。

② 法的な争点の難易度：

本件訴訟の争点については、人事委員会の公平審査制度を理解した上で、人事考課制度に関する規定等を参照し、合理的な主張を組み立てる必要があるものの、前記A、①のとおり、特別に複雑な争点であるとはいえないことから、法的な争点の難易度は1点とする。

③ 有利となる証拠：

本件訴訟の争点については、[REDACTED]ことから、有利となる証拠を1点とする。

B 時間及び労力について

① 事案の専門性：

本件訴訟は、人事委員会の公平審査制度の内容を理解した上で、大阪市的人事評価制度及び給与制度との関係性を熟知する必要があるなど、一定程度専門的な知識が要求されるが、制度そのものは特別に複雑であるとはいえないことから、事案の専門性は1点とする。

② 書面作成等に要する労力の見込み：

本件訴訟については、前記A、①②のとおり、特別に複雑な事案・争点であるとはいえないことから、書面作成等に要する労力の見込みは、1点とする。

③ 尋問の実施に要する労力の見込み：

本件措置要求に係る審議は書面にて行われているところ、本件訴訟において尋問の見込みはないと考えられることから、尋問の実施に要する労力の見込みは0点とする。